

## 佐賀市家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出されるごみの減量化並びにごみの減量及び分別に対する市民の意識の高揚を図るため、生ごみ処理容器等を購入する者に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、佐賀市補助金等交付規則(平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(区域)

第2条 この要綱の規定は、佐賀市(諸富町及び三瀬村の区域を除く。)において適用する。

(用語の定義)

第3条 この要綱において「生ごみ処理容器等」とは、生ごみを減量し、又は堆肥化し得る容器(電動によるものを除く。以下「容器」という。)及び容器に付属する母材をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第2条の区域に住所を有し、かつ、居住する者であること。
- (2) 容器等を設置できる場所を有し、適正に維持管理ができる者であること。
- (3) 市が生ごみ処理に係る報告書の提出求め、又はアンケート調査等を実施するときは、これに協力できる者であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、容器等1基につき購入費の2分の1の額とする。ただし、3,000円を限度とする。

2 前項の補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の制限)

第6条 補助金は、1世帯当たり容器等2基まで交付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の佐賀市家庭用生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、佐賀市佐賀地区家庭用生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱及び佐賀市諸富地区家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、佐賀市家庭用生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、佐賀市家庭用生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、佐賀市家庭用生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。